

令和7年度 太子町ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業
クラウドファンディング提案募集要項

太子町では、ふるさと納税とクラウドファンディング（以下「CF」という。）を組み合わせた仕組みにより、ふるさと納税返礼品の新規開発や拡充を検討している事業者を応援します！ 起業、新商品やサービスの開発、イベント開催などのプロジェクトを実施予定の皆様、ぜひご応募ください！

1. 提案募集に係る事項

① 概要

- 町は、新たなふるさと納税返礼品の創出につながるプロジェクト提案を公募し、応募のあった事業の実現性や採算性等について審査します。
- 採択された事業提案については、町がCFによる寄附を募集します。但し、令和7年度については、（※）All in 方式のみとします。
- 集まった寄附金を活用し、町から事業者へ補助金を交付します。
- 事業者には、当該補助金を活用して提案事業を実施していただきます。

※…CFによる寄附を受けた額（以下「寄附額」という。）が目標額に達しない場合でも、事業を実施する方式です。

② 補助額等

（内訳）

概要	備考
太子町ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業費補助金	▪ 寄附額から当該寄附金に係るふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、町外の寄附者に対しての返礼品及び受領書の発送に要する経費相当分を差し引いた額。 ▪ 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て。 ▪ 国や府の制度による補助金を受ける場合は、当該補助金等の交付額を減じた額。

③ 対象事業

- 本町の新たなふるさと納税返礼品として登録可能な新商品やサービスを開発するプロジェクトとします。
- 令和8年3月31日までに完了する事業を対象とします。
- 寄附目標額が50万円以上の事業とします。
- ※ 返礼品は、総務省が定めるふるさと納税の返礼品の基準を満たすことが必要です。詳しくは、総務省ふるさと納税ポータルサイト：「ふるさと納税に係る指定制度について」をご覧ください。

（留意事項）

- 補助金の交付事業（以下「補助事業」という。）は、やむを得ない場合を除き、事業の開始から5年間は、事業を継続する義務を負います。

- 補助金交付後 5 年間は、町の求めに応じ、事業報告等、必要書類を提出する義務を負います。

2. スケジュール

① 企画提案書提出	随時受付 ※ 但し、令和 7 年 12 月 31 日までに CF が終了するものについては、令和 7 年 7 月 31 日（木）まで
② 提案結果決定通知	企画提案書提出後 2 週間以内
③ CF 開始	データ入稿の上、民間ポータルサイト掲載後
④ 補助金交付決定	寄附募集を終了した日以降
⑤ 事業開始	原則として、補助金交付決定後

3. 参加資格

- 自らが事業の実施主体である者
- 新たに創出した地場産品を町のふるさと納税の返礼品に登録する者
- CF を実施する場合においては、寄附額が目標に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うことを町と協議し、町の同意を得た者
- 国税及び地方税の滞納がない（納税猶予等の措置を受けている場合を除く）者
- 代表者が太子町暴力団排除条例（平成 25 年太子町条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者
- その他町長が適当と認める者

4. 企画提案書の提出

① 提出場所

太子町役場 政策総務部 秘書政策課

電子メールアドレス：hisyo@town.taishi.osaka.jp

② 提出書類

- 様式 1 企画提案応募書
- 企画書提案書（様式自由）※参考様式をご活用ください。
- 概算見積書（様式自由）

③ 提出方法

「①提出場所」まで電子メールで提出してください。

④ 企画提案に関する留意事項

- ☞ 応募（提出）された書類に、虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ☞ 応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず返却に応じません。

- ☞ 選考結果の疑義は、一切認めません。
- ☞ 提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。
- ☞ 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ☞ 企画提案に内容によっては、補足説明等を求めることがあります。
- ☞ 企画提案に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

5. 質疑応答

本要領の内容（業務及び企画提案に関するものを含みます。）に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

① 提出方法

秘書政策課宛に「様式2 質問書」により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。なお、件名の始めは必ず「【質問：ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業の提案について】」としてください。

※ 電子メールアドレス：hisyo@town.taishi.osaka.jp

② 回答方法

質問書到着後、10日以内に秘書政策課より回答します。

③ その他

指定した方法以外での質問につきましては、受け付けしませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準に係る内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、一切受け付けませんので、あわせてご注意ください。

6. CFについて

① 事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、町において民間ふるさと納税ポータルサイトにてCFを実施します。令和7年度における寄附募集期間は、最大120日間とします。

② 補助金額の算出

提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額により算出します。

③ 補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助金の交付決定後に正当な請求書の受理後、30日以内に支払いを行います。寄附額が寄附目標金額を超えた場合は、補助対象経費の額を超えない範囲（最大補助対象経費の全額補助）まで交付します。ただし、補助金額が町の予算を超えた場合の支払いについては、補正予算の成立が前提となります。

④ その他

補助事業により創出された地場産品は、寄附者に対する返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品の調達や送付等に係る費用は、補助金とは別に町が負担します。

7. 補助に関する留意事項

① 損害賠償

補助事業の遂行中に、補助事業者が町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

② 事故

補助事業の遂行中に事故があった時は、所要の措置を講ずるとともに、事項発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに町に報告しなければなりません。

8. 審査方法及び審査基準

非公表とします。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。記入漏れ、誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りが無いかどうか、十分に注意してください。

9. 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず、すべての応募者に提案提出後2週間以内に文書で通知します。

10. 提出書類

提案企画の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

■ 応募書類

- ① 様式1 企画提案応募書
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 概算見積書（様式自由）

・参考：地場産品の分類（抜粋）

分類	基準	概要	具体例
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	町内で生産された農産物や畜産物、水揚げされた水産物など	町内産のブドウ、ミカン、野菜など
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	返礼品等の重量や付加価値のうち町内で生産された原材料によるものの割合が全体の半分以上上回るといえるもの。	町内産の食材を町外で加工した食品など 例：原材料の半分以上に、太子町産のブドウやミカンを使用したジェラート、ジャム等
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	製造や加工の主要な過程を町内で行い、付加価値を高めた製品（返礼品の価値のうち、町内での製造・加工によって生じた部分が全体の半分以上上回ることを一定程度以上上回る。ただし、食肉の熟成又は玄米の精白である場合は、都道府県の区域内で生産されたものに限り）	町外産の食材を町内で加工した製品など 例：全国各地のフルーツを使用し、太子町内で調理・加工したオリジナルスイーツ等
3号イ（熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。	返礼品等の付加価値のうち町内で行われている精米工程によるものの割合が全体の半分以上上回るといえるもの。	
3号イ（精米）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。	返礼品等の付加価値のうち町内で行われている精米工程によるものの割合が全体の半分以上上回るといえるもの。	
3号ロ（企画立案）	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。	区域内で行われている企画立案の工程で当該製品の価値の過半が生じているもの（※要証明書） 町外で行われている工程を行っている地方団体で当該返礼品が提供されていないもの。	
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限り。）であること。	町内で生産された食材等だが、市場に直接出す、近隣市町村のものと混在して流通するもの（返礼品の価値のうち、提供するものの割合が全体の半分以上上回るといえるもの）	J A等、区域をまたいで流通することがやむを得ないもの
5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	太子町が広報のために作成したゆるキャラグッズなどのオリジナル製品	たいしくんグッズなど
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	上記1～5に該当するものと、それに関連するものをセットにして提供するもの（返礼品全体の価値のうち、1～5に該当するものの価値が全体の七割以上であること）	上記1～5と関連する製品の詰め合わせなど

その他、詳しくは、[総務省ふるさと納税ポータルサイト](#)をご覧ください。